

佐賀県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十四年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一	平成二三・一・一
医療法人九曜会こが内科こどもクリニック	佐賀市西与賀町大字厘外八五九番地一五	平成二三・一・一
こやなぎ内科循環器科クリニック	鳥栖市原町一〇七七番地三	平成二三・一・一
岸川整形外科	佐賀市本庄町大字本庄八六二番地一	平成二三・一・一
医療法人慶仁会森川耳鼻咽喉科	佐賀市長瀬町五番一八号	平成二三・一・一
医療法人まえだ脳神経外科・眼科クリニック	小城市三日月町長神田二一七三番地二	平成二三・一・一
医療法人ひさとみ内科クリニック	佐賀市鍋島三丁目六番一三号	平成二三・一・一

医療法人仁徳会今村病院	鳥栖市本通町一丁目八五番地一〇	平成二三・一・一
うらごう小児科医院	唐津市浜玉町横田下九三七番地二	平成二三・一・一
大隈レディースクリニック	杵島郡江北町大字山口一五二二番地一	平成二三・三・一
医療法人薫風会前田歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿字三本杉甲四二七一番地二	平成二三・三・一
こが医療館こがまきこくりニツク	鳥栖市大正町七五一番地二	平成二三・二・一
医療法人好生堂下河辺眼科医院	鹿島市大字中村一四九番地一	平成二三・二・一
庄野真由美レディースクリニック	佐賀市兵庫町大字藤木七七八番地一	平成二三・二・一
サンアイ薬局みつのり店	佐賀市北川副町大字光法一二六〇番地三五	平成二三・三・一
きむら歯科医院	鳥栖市幸津町馬場一九四八番地七	平成二三・一・一
神代薬局北部バイパス店	佐賀市若宮三丁目一番地二二二号	平成二三・一・一